令和４年度　技能職員の勤務労働条件について　回答案（交渉事項）

|  |  |
| --- | --- |
| 要求 | 回答 |
| 12．新型コロナウイルス感染防止については、市民および職員の安全を確保するためにも、業務執行体制を構築することはもとより、職員が安心して業務に従事できるよう、労働安全衛生面に十分配慮した職場環境の整備を図るなど、最大限の対策を講じること。 | また、職員の労働安全衛生管理に係る責務は各所属長が担っていることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染予防について、各職場の安全衛生委員会等において協議され、職場実態に応じて対策が適切に講じられるよう、職員の健康管理、安全管理等について情報発信等に取り組んでまいりたい。 |
| 14．すべての労働災害・職業病を一掃するという強い決意を持って労働安全衛生管理体制の充実・強化を図り、現場実態に即した労働災害防止対策を講じること。また、労働安全衛生上必要な物品に対する備蓄の充実を図ること。 | 本市においては、総括産業医・健康管理担当医・労働安全コンサルタントおよび各所属産業医を配置し、安全衛生管理体制の整備に努めている。  　公務災害の未然防止・再発防止の観点においては、各所属の要請により労働安全コンサルタントを派遣し、各所属で有効活用されているところである。その他にも、熱中症については、厚生労働省のクールワークキャンペーンを周知するとともに、各所属の熱中症対策に係る事例集を改訂し周知してきた。今後も引き続き各所属と連携しながら、この間の取組効果や実態を把握したうえで、更なる予防対策について検討するなど、実効性のある対策となるよう努めてまいりたい。また、各所属において現場実態に即したリスクアセスメントや対策が実施できるよう、引き続き取り組んでまいりたい。  　高年齢労働者の働き方について、職員が若年から自らの健康状況を把握し、健康増進の意識を醸成できるような取組を進め、また、各所属が加齢に伴う心身機能の変化等を踏まえ、現場実態に応じた適切な配慮を講じることができるよう、引き続き健康管理・安全管理についての情報発信や啓発等に取り組むとともに、職員の健康の保持増進について検討してまいりたい。また、医療保険者とのコラボヘルスのさらなる推進等についても検討してまいりたい。  　心の健康づくり対策について、これまで労働安全衛生法の規定に基づくストレスチェックのほか、職場環境改善のための研修や復職支援、管理監督者相談事業、職員相談事業等を実施するとともに、飲酒や睡眠関連の健康相談の実施を強化してきている。引き続き「職員心の健康づくり計画（第３次）」に沿った取組を進めるとともに、対策のさらなる充実、強化について検討してまいりたい。  　また、労働安全衛生に係る法改正等についても、必要な周知を行うとともに、職員の健康増進や安全管理の意識の高揚を図るために、随時、効果的な情報発信を行ってまいりたい。  　備蓄の充実については、各職場の安全衛生委員会等において協議することで、職場実態に応じた対応ができるように、情報を提供してまいりたい。 |